#### 第9部 処置

#### 通則

- 1 処置の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする
- 2 処置に当たって、第2節に掲げる医療機器等、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療 材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により算 定した点数及び第2節、第3節又は第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する
- 3 第1節に掲げられていない処置であって簡単なものの費用は、薬剤又は特定保険医療材料を 使用したときに限り、第3節又は第4節の各区分の所定点数のみにより算定する。
- 4 第1節に掲げられていない処置であって特殊なものの費用は、同節に掲げられている処置の うちで最も近似する処置の各区分の所定点数により算定する。
- 5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間 以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点 数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
  - イ 処置の所定点数が1,000点以上の場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合
    - (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
    - (2) 時間外加算1 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の80に相当する点数

(3) 深夜加算1

所定点数の100分の160に相当する点数

52点

60点

- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号AOOOに掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合 所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であって、入院中の患者以外の患者に対して行われる 場合(イに該当する場合を除く。)
  - (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
  - (2) 時間外加算 2 所定点数の100分の40に相当する点数
  - (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
  - (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号AOOOに掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数
- 6 対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料 に係る点数とする。

第1節 処置料

区分

(一般処置)

#### JOOO 創傷処置

- 1 100平方センチメートル未満
- 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
- 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 90点
- 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 160点
- 5 6,000平方センチメートル以上 275点
- 注1 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者(入院中の患者に限る。)についてのみ算定する。ただし、手術後の患者(入院中の患者に限る。) については手術日から起算して14日を限度として算定する。
  - 2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号C1 12に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った創

傷処置 (熱傷に対するものを除く。) の費用は算定しない。

3 5については、6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

### J001 熱傷処置

1 100平方センチメートル未満

135点

- 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
- 147点
- 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満

270点

4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満

504点

5 6,000平方センチメートル以上

1,500点

- 注1 初回の処置を行った日から起算して2月を経過するまでに行われた場合に限り 算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号J000に掲げる創傷処 置の例により算定する。
  - 2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者(入院中の患者に限る。)についてのみ算定する。ただし、手術後の患者(入院中の患者に限る。) については手術日から起算して14日を限度として算定する。
  - 3 1については、第1度熱傷の場合は第1章基本診療料に含まれ、算定できない
  - 4 4及び5については、6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を 加算する。

J001-2 絆創膏固定術

500点

J001-3 鎖骨又は肋骨骨折固定術

500点

J001-4 重度 褥瘡処置 (1日につき)

1 100平方センチメートル未満

90点

- 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
- 98点
- 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
- 150点
- 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満
- 280点

5 6,000平方センチメートル以上

- 500点
- 注1 重度の 褥瘡処置を必要とする患者に対して、初回の処置を行った日から起算 して2月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置 については、区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置の例により算定する。
  - 2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者(入院中の患者に限る。)についてのみ算定する。ただし、手術後の患者(入院中の患者に限る。) については手術日から起算して14日を限度として算定する。
- J001-5 長期療養患者褥瘡等処置(1日につき)

24点

- 注1 入院期間が1年を超える入院中の患者に対して褥瘡処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
  - 2 当該褥瘡処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
- J001-6 精神病棟等長期療養患者 褥 瘡等処置(1日につき)

30点

- 注1 結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が1年を超える ものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数に かかわらず、所定点数を算定する。
  - イ 創傷処置 (熱傷に対するものを除く。)
    - (1) 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
    - (2) 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
  - 口 皮膚科軟膏処置
    - (1) 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満
    - (2) 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満
  - 2 注1に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。

Ⅰ001-7 爪甲除去 (麻酔を要しないもの)

注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J001-8 穿刺排膿後薬液注入 45点 注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J001-9 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置(1日につき) 45点 J001-10 静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの) 200点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 2 初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初回加算として、初回に限り150点 を所定点数に加算する。 ドレーン法(ドレナージ)(1日につき) J 0 0 2 1 持続的吸引を行うもの 50点 2 その他のもの 25点 注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。 J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) 1 100平方センチメートル未満 1,040点 2 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 1,060点 3 200平方センチメートル以上 1,100点 注1 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあ っては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。 2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、 500点を所定点数に加算する。 J003-2 局所陰圧閉鎖処置(入院外)(1日につき) 1 100平方センチメートル未満 240点 2 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満 270点 3 200平方センチメートル以上 330点 注 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっ ては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。 J003-3 局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)(1日につき) 1,100点 J003-4 多血小板血漿 処置 4,190点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 2 多血小板血 漿 処置に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるも のとする。 J004 流注膿瘍穿刺 190点 J005 脳室穿刺 600点 注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。 後頭下穿刺 J 0 0 6 300点 注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。 J007 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺 317点 注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。 J007-2 硬膜外自家血注入 800点 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に含ま れるものとする。 胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む。) 1.008220点

腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。)

J 0 0 9

J 0 1 0

削除

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J010-2 経皮的肝膿瘍等穿刺術

1,450点

J011 骨髄穿刺

1 胸骨

310点

2 その他

330点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J012 腎嚢胞又は水腎症穿刺

280点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J 0 1 3 ダグラス 富穿刺

240点

J014 乳腺穿刺

200点

JO15 甲状腺穿刺

150点

J016 リンパ節等穿刺

200点

J017 エタノールの局所注入

1,200点

注 甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において 行われる場合に限り算定する。

Ⅰ 0 1 7 - 2 リンパ管腫局所注入

1,020点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J018 喀痰吸引(1日につき)

48点

- 注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間 歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
  - 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。
  - 3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った喀痰吸引の費用は算定しない。
- J018-2 内視鏡下気管支分泌物吸引(1日につき)

120点

J018-3 干渉低周波去痰器による喀痰排出(1日につき)

48点

- 注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
  - 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。
  - 3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料又は区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器による喀痰排出の費用は算定しない。
- J019 持続的胸腔ドレナージ (開始日)

660点

- 注1 持続的胸腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日 に1回に限り算定する。
  - 2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
- J019-2 削除
- J020 胃持続ドレナージ (開始日)

50点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J021 持続的腹腔ドレナージ (開始日)

550点

注1 持続的腹腔ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日 に1回に限り算定する。

2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

65点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J022-2 摘便 100点

J 0 2 2 - 3 腰椎麻酔下直腸内異物除去

J022-4 腸内ガス排気処置 (開腹手術後) 45点

J022-5 持続的難治性下痢便ドレナージ(開始日) 50点

J023 気管支カテーテル薬液注入法

120点

45点

J024 酸素吸入(1日につき)

**3**入(1日につき) 65点

注1 使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間 歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
- 3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲 げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用 は算定しない。

J024-2 突発性難聴に対する酸素療法(1日につき)

65点

J025 酸素テント(1日につき)

65点

- 注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。
  - 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲 げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費 用は算定しない。
- J026 間歇的陽圧吸入法(1日につき)

160点

- 注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。
  - 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲 げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入 法の費用は算定しない。
- J026-2 鼻マスク式補助換気法(1日につき)

160点

- 注1 鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの 費用は、所定点数に含まれるものとする。
  - 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲 げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助 換気法の費用は算定しない。
- J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療(1日につき)

160点

- 注1 体外式陰圧人工呼吸と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定 点数に含まれるものとする。
  - 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料又は区分番号C107に掲 げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工 呼吸の費用は算定しない。
- J026-4 ハイフローセラピー(1日につき)
  - 1 15歳未満の患者の場合

282点

2 15歳以上の患者の場合

192点

J027 高気圧酸素治療(1日につき)

1 減圧症又は空気塞栓に対するもの

5,000点

2 その他のもの

3,000点

注 1 については、高気圧酸素治療の実施時間が 5 時間を超えた場合には、30分又は その端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし 、3,000点を限度として加算する。

J028 インキュベーター (1日につき)

120点

注 使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、 所定点数に含まれるものとする。

J 0 2 9 鉄の肺 (1 日につき)	260点
J029-2 減圧タンク療法	260点
J 0 3 0 食道ブジー法	120点
J031 直腸ブジー法	120点
J032 肛門拡張法 (徒手又はブジーによるもの)	150点
注 3歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患に係る手術の	つ前後の場合は、周術
期乳幼児加算として、初回の算定日から起算して3月以内に	限り、100点を所定点
数に加算する。	
J 0 3 3 削除	
J034 イレウス用ロングチューブ挿入法	730点
J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術	180点
J034-3 内視鏡的結腸軸捻転解除術(一連につき)	5,360点
J 0 3 5 削除	
J036 非還納性ヘルニア徒手整復法	290点
注 新生児又は3歳未満の乳幼児の場合は、新生児加算又は乳気	カ児加算として、それ
ぞれ110点又は55点を加算する。	
J037 寿核嵌頓整復法 (脱肛を含む。)	290点
J038 人工腎臓(1日につき)	
1 慢性維持透析を行った場合 1	
イ 4時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	5。) 1,924点
ロ 4時間以上5時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める	る患者に限る。)
	2,084点
ハ 5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	5。) 2,219点
ニ 4時間未満の場合(イを除く。)	1,798点
ホ 4時間以上5時間未満の場合(口を除く。)	1,958点
へ 5時間以上の場合(ハを除く。)	2,093点
2 慢性維持透析を行った場合 2	
イ 4時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	
ロ 4時間以上5時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める	
	2,044点
ハ 5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	
ニ 4時間未満の場合(イを除く。)	1,758点
ホ 4時間以上5時間未満の場合(口を除く。)	1,918点
<ul><li>5時間以上の場合(ハを除く。)</li></ul>	2,048点
3 慢性維持透析を行った場合 3	<b>7</b> ) <b>7</b> 044 F
イ 4時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	-
ロ 4時間以上5時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める	, ,
、「中間以上の相人(叫)に同生労働士氏が守みて東老に関す	1,999点
ハ 5時間以上の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る	
ニ 4時間未満の場合(イを除く。)	1,718点
ホ 4時間以上5時間未満の場合(口を除く。) へ 5時間以上の場合(ハを除く。)	1,873点
へ 3 時間以上の場合 (ハを除く。) 4 その他の場合	2,003点 1,580点
4 その他の場合 注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始し	·
9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外	
380点を所定点数に加算する。	· MHMHCして、
300点を所足点数に加鼻する。 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと	・)で地方原出昌長笠
2 がに子工が関へたがためる地区を中に辿ってくいるもの	- して地川子工川文守

に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1 月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に 加算する。

イ 導入期加算1

200点

口 導入期加算 2

500点

- 3 著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として 、1日につき140点を加算する。
- 4 カニュレーション料を含むものとする。
- 5 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料又は区分番号C102 -2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合に は、週1回(在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者にあっては、区分 番号J042に掲げる腹膜灌流(1に限る。)の実施回数と併せて週1回)に限 り算定する。
- 6 1から3までの場合にあっては、透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める薬剤の費用は所定点数に含まれるものとする。
- 7 人工腎臓を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。
- 8 区分番号 J O 3 8 2 に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて 1 月に 14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、 所定点数に10点を加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回に限り所定点数に100点を加算する
- 11 通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に対して、6時間以上の人工腎臓を行った場合には、長時間加算として、1回につき150点を加算する。
- 12 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、当該基 準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 13 1から3までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において慢性維持透析濾過(複雑なものに限る。)を行った場合には、慢性維持透析濾過加算として、所定点数に50点を加算する。

## J038-2 持続緩徐式血液濾過(1日につき)

1,990点

- 注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、300点を所定点数に加算する。
  - 2 著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等 加算として、1日につき120点を加算する。
  - 3 持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日と して算定する。
  - 4 区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて 1 月に14回に限り算定する。ただし、区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓の注8 に規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。

# J039 血漿交換療法(1日につき)

4,200点

注 血漿 交換療法を夜間に開始し、午前 0 時以降に終了した場合は、1 日として算 定する。 | T 0 4 0 局所灌流(1日につき)

1 悪性腫瘍に対するもの

4,300点

2 骨膜・骨髄炎に対するもの

1,700点

注 局所灌流を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する

J041 吸着式血液浄化法(1日につき)

2,000点

注 吸着式血液浄化法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として 算定する。

J041-2 血球成分除去療法(1日につき)

2,000点

注 血球成分除去療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として 算定する。

J 0 4 2 腹膜灌流 (1日につき)

1 連続携行式腹膜灌流

330点

注1 導入期の14日の間に限り、導入期加算として、1日につき500点を加算する

0

- 2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、乳幼児加算として、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。
- 3 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者 に対して行った場合には、区分番号J038に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて週1回に限り、算定する。

2 その他の腹膜灌流

1,100点

J043 新生児高ビリルビン血症に対する光線療法(1日につき)

140点 250点

1043-2 瀉血療法

J043-3 ストーマ処置(1日につき)

1 ストーマを1個もつ患者に対して行った場合

70点

2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場合

120点

注1 入院中の患者以外の患者に対して算定する。

- 2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行ったストーマ処置の費用は算定しない。
- 3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法

200点

注 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理の費用 は所定点数に含まれるものとする。

J043-5 尿路ストーマカテーテル交換法

100点

- 注1 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理、区分番号 J 0 4 3 3 に掲げるストーマ処置(尿路ストーマに対して行ったものに限る。)の費用は所定点数に含まれるものとする。
  - 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 4 3 - 6 人工膵臓療法 (1日につき)

3,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

J043-7 経会陰的放射線治療用材料局所注入

1,400点

(救急処置)

J044 救命のための気管内挿管

480点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J044-2 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法(1日につき)

400点

J045 人工呼吸

1 30分までの場合

- 2 30分を超えて5時間までの場合 242点に30分又はその端数を増すごとに50点 を加算して得た点数
- 3 5時間を超えた場合(1日につき)

819点

- 注1 使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれるものとする。
  - 2 区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った人工呼吸の費用は算定しない。
- J045-2 一酸化窒素吸入療法(1日につき)
  - 1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合

1,680点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる 場合に限り算定する。
  - 2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する
- 2 その他の場合

1,680点

注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

- J046 非開胸的心マッサージ
  - 1 30分までの場合

250点

- 2 30分を超えた場合 250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得 た点数
- J047 カウンターショック(1日につき)
  - 1 非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合

2,500点

2 その他の場合

3,500点 3,500点

J 0 4 7 - 2 心腔内除細動

5, 500点

J047-3 心不全に対する遠赤外線温熱療法(1日につき)

115点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
  - 2 入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して行われた場合 に、治療開始日から起算して30日を限度として、週5回に限り所定点数を算定す る。
- J048 心膜穿刺

500点

J049 食道圧迫止血チューブ挿入法

3,240点

J050 気管内洗浄(1日につき)

340点

- 注1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
  - 2 気管内洗浄と同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものと する。
- J 0 5 1 胃洗浄

300点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J052 ショックパンツ(1日につき)

150点

注 2日目以降については、所定点数にかかわらず1日につき50点を算定する。

I 0 5 2 − 2 熱傷温浴療法 (1 日につき)

1,740点

注 広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内 に限り算定する。

(皮膚科処置)

J053 皮膚科軟膏処置

1 100十万ピンノグ 「グレ妖工500十万ピンノグ」「グル水側	90/ <del>m</del>
2 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	85点
3 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	155点
4 6,000平方センチメートル以上	270点
注1 100平方センチメートル未満の場合は、第1章基本診療料に含	まれ、算定でき
ない。	竺 ウト マ い 7 申
2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を	昇疋している忠
者に対して行った皮膚科軟膏処置の費用は算定しない。	
J054 皮膚科光線療法(1日につき)	
1 赤外線又は紫外線療法	45点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2 長波紫外線又は中波紫外線療法(概ね290ナノメートル以上315ナ	ノメートル以下
のもの)	150点
3 中波紫外線療法(308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限	
	340点
J054-2 皮膚レーザー照射療法(一連につき)	
1 色素レーザー照射療法	2,170点
注 照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方セン	
その端数を増すごとに、照射面積拡大加算として、所定点数に50	00点を加算する
。ただし、8,500点の加算を限度とする。	
2 Qスイッチ付レーザー照射療法	
イ 4平方センチメートル未満	2,000点
ロ 4平方センチメートル以上16平方センチメートル未満	2,370点
ハ 16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満	2,900点
ニ 64平方センチメートル以上	3,950点
注 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は	、乳幼児加算と
して、2,200点を所定点数に加算する。	, , , , , , , , , , ,
1055 いぼ焼灼法	
1 3箇所以下	210点
2 4 箇所以上	260点
J055-2 イオントフォレーゼ	220点
J055-3 臍肉芽腫切除術	
	220点
J056 いぼ等冷凍凝固法	010 F
1 3箇所以下	210点
2 4箇所以上	270点
J057 軟属腫摘除	
1 10箇所未満	120点
2 10箇所以上30箇所未満	220点
3 30箇所以上	350点
J057-2 面皰圧出法	49点
J057-3 鶏眼・胼胝処置	170点
注月2回に限り算定する。	
J 0 5 7 - 4	
1 10箇所未満	74点
2 10箇所以上	148点
(泌尿器科処置)	
J 0 5 8 膀胱穿刺	80点
J 0 5 9 陰囊水腫穿刺	80点
J059-2 血腫、膿腫穿刺	80点

1 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満

	ぼうこう	
J 0 6 0	膀胱洗浄(1日につき)	60点
	注1 薬液注入、膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置及び留置カ	テーテル設置
	中の膀胱洗浄の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	2 区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号	ぼうこう
	げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して	行った膀胱洗
	浄の費用は算定しない。	
	-2 、後部尿道洗浄(ウルツマン)( $1$ 日につき)	60点
J 0 6 1	腎盂洗浄(片側)	60点
J 0 6 2	腎盂内注入(尿管カテーテル法を含む。)	1,290点
	注 ファイバースコープによって行った場合に算定する。	
J 0 6 3	留置カテーテル設置 注1 膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱洗浄の	40点
		所定点数に含
	まれるものとする。	
	2 区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号	
	げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して	行った留直刀
T O C 4	テーテル設置の費用は算定しない。	40 <del>L</del>
J 0 6 4	導尿(尿道拡張を要するもの) 対 反ハ番目の1000に関ばて在字白コ道民作道等理料及は反ハ番目の	40点
	注 区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C	
	る在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行っ	に导水の貧用
J 0 6 5	は算定しない。 間歇的導尿(1日につき)	150点
J 0 6 6	尿道拡張法	216点
-	- 水垣仏旅伝 - 2 タイダール自動膀胱洗浄(1日につき)	180点
J 0 6 7	誘導ブジー法	216点
J 0 6 8	税等シン・伝 嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)	290点
J 0 6 9	前立腺液圧出法	50点
	前立腺冷温榻	50点
1070	- 2 干渉低周波による膀胱等刺激法	50点
<b>3</b>	注 入院中の患者以外の患者について算定する。	
J 0 7 0	- 3 冷却痔処置 (1日につき)	50点
	ー4 磁気による膀胱等刺激法	70点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方	厚生局長等に
	届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	(産婦人科処置)	
J 0 7 1	羊水穿刺(羊水過多症の場合)	144点
J 0 7 2	腟洗浄(熱性洗浄を含む。)	56点
	注。入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 7 3	. M	56点
J 0 7 4	卵管内薬液注入法	60点
J 0 7 5	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	408点
J 0 7 6	子宮頸管内への薬物挿入法	45点
J 0 7 7	子宮出血止血法	
	1 分娩時のもの	624点
	2 分娩外のもの	45点
	子宮腟部薬物焼灼法	100点
	子宫腟部焼灼法	180点
1080	子宮頸管拡張及び分娩誘発法	<b>ما</b> د م ر
	1 ラミナリア	120点
	2 コルポイリンテル	120点

3 金属拡張器(ヘガール等)	180点
4 メトロイリンテル	340点
J 0 8 1 分娩時鈍性頸管拡張法	456点
J082 子宮脱非観血的整復法 (ペッサリー)	290点
J 0 8 2 - 2 薬物放出子宮内システム処置	
1 挿入術	240点
2 除去術	150点
J 0 8 3 妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290点
J084 胎盤圧出法	45点
J085 クリステル胎児圧出法	45点
J 0 8 5 - 2 人工羊水注入法	720点
(眼科処置)	
J 0 8 6 眼処置	25点
注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2 点眼又は洗眼については、第1章基本診療料に含まれ、別に算	定できない。
J 0 8 6 - 2 義眼処置	25点
	20/11
注、入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	100 =
J087 前房穿刺又は注射(前房内注入を含む。)	180点
注 顕微鏡下に行った場合は、顕微鏡下処置加算として、180点を加算	
J088 霰粒腫の穿刺	45点
J 0 8 9 D	
1 少数の場合	25点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2 多数の場合	45点
けんけん	
	可の算定とする
注1 上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても1[	回の算定とする
•	回の算定とする
。 2 1日に1回に限り算定する。	
。 2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと)	100点
。 2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法	100点 45点
。 2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄	100点 45点 45点
。 2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法	100点 45点
。 2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄	100点 45点 45点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法 (洗浄を含む。)	100点 45点 45点 54点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去 (1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ	100点 45点 45点 54点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置)	100点 45点 45点 54点 150点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。)	100点 45点 45点 54点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	100点 45点 45点 54点 150点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含さ	100点 45点 45点 54点 150点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと)  J091 鼻涙管ブジー法  J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J093 強膜マッサージ  J094 削除  (耳鼻咽喉科処置)  J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。)  注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含ませない。	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定
2 1日に1回に限り算定する。  J 0 9 0 結膜異物除去(1眼瞼ごと)  J 0 9 1 鼻涙管ブジー法  J 0 9 1 - 2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J 0 9 2 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J 0 9 3 強膜マッサージ  J 0 9 4 削除	100点 45点 45点 54点 150点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含さできない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定
2 1日に1回に限り算定する。  J 0 9 0 結膜異物除去 (1眼瞼ごと)  J 0 9 1 鼻涙管ブジー法  J 0 9 1 - 2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J 0 9 2 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J 0 9 3 強膜マッサージ  J 0 9 4 削除	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定 55点
2 1日に1回に限り算定する。 J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含さできない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定
2 1日に1回に限り算定する。  J 0 9 0 結膜異物除去 (1眼瞼ごと)  J 0 9 1 鼻涙管ブジー法  J 0 9 1 - 2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J 0 9 2 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J 0 9 3 強膜マッサージ  J 0 9 4 削除	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定 55点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと)  J091 鼻涙管ブジー法  J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J093 強膜マッサージ  J094 削除	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定 55点 36点
2 1日に1回に限り算定する。  J 0 9 0 結膜異物除去(1眼瞼ごと)  J 0 9 1 鼻涙管ブジー法  J 0 9 1 - 2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄  J 0 9 2 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)  J 0 9 3 強膜マッサージ  J 0 9 4 削除  (耳鼻咽喉科処置)  J 0 9 5 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。)  注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まない。  J 0 9 5 - 2 鼓室処置(片側)  注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。  J 0 9 6 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。)  1 カテーテルによる耳管通気法(片側) 2 ポリッツェル球による耳管通気法	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定 55点 36点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。 J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。) 1 カテーテルによる耳管通気法(片側) 2 ポリッツェル球による耳管通気法 注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。)	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算定 55点 36点 24点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まできない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。 J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。) 1 カテーテルによる耳管通気法(片側) 2 ポリッツェル球による耳管通気法 注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算 55点 36点 24点 14点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄 J092 涙嚢ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まできない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。 J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。) 1 カテーテルによる耳管通気法(片側) 2 ポリッツェル球による耳管通気法 注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 区分番号J098に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合を	100点 45点 45点 54点 150点 25点 まれ、別に算 55点 36点 24点 14点
2 1日に1回に限り算定する。  J090 結膜異物除去(1眼瞼ごと) J091 鼻涙管ブジー法 J091-2 鼻涙管ブジー法(洗浄を含む。) J093 強膜マッサージ J094 削除 (耳鼻咽喉科処置) J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 2 点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第1章基本診療料に含まできない。 J095-2 鼓室処置(片側) 注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。 J096 耳管処置(耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。) 1 カテーテルによる耳管通気法(片側) 2 ポリッツェル球による耳管通気法 注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。) 注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	100点 45点 45点 54点 150点 25点 25点 36点 24点 14点 であっても14点

JС	97	7-2 副鼻腔自然口開大処置	25点
		注 処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
JС	9 8	3 口腔、咽頭処置	14点
		注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
		2 区分番号J097に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても14点	とする。
J C	9 8	3-2 扁桃処置	40点
JC	9 9	<ul><li>間接喉頭鏡下喉頭処置(喉頭注入を含む。)</li></ul>	32点
		注、入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 1	0 (		45点
		注 当該処置と同一日に行われた区分番号J097-2に掲げる副鼻腔自然	口開大処
		置は所定点数に含まれるものとする。	
J 1	0 1	<b>社</b> 人	50点
J 1	0 2	2 上顎洞穿刺(片側)	60点
J 1	0.3	スプロン の	180点
J 1	0 4	< 5	60点
J 1	0.5	< 5	
		1 副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合	55点
		2 1以外の場合	25点
•		5 及びJ107 削除	
-	0.8	· · · · くう	240点
-	0.9		440点
-	1 (		
•	. 1 1		45点
-	1 2	25	45点
J 1	1 3		
		1 片側	100点
		2 両側	180点
		注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J 1	. 1 4	4 ネブライザー	12点
		注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	0.4 15
•	. 1 5	たん	24点
J 1	. 1 5	5-2 排痰誘発法(1日につき)	44点
	1 (	(整形外科的処置)	100 F
JI	16		120点
т 1	1 (	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	00 <b>뉴</b>
		6-2 粘(滑)液嚢穿刺注入(片側) 6-3 ガングリオン穿刺術	為 80点 80点
		5 - 3 - ガングリオン圧砕法	80点
•			2, 490点
		けん	(1局所
JI	. 1 /	・ 調像等による直達年列(20日以降。 戦血的に行うに勿らり予収杯を占む。) を1日につき)	50点
		注1 3歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、所定点	
		在1 3 風水個の孔列光に対して11 9 に場合は、孔列光加昇として、別だ点 を加算する。	- 外に55川
		2 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定	占数のみ
		により算定する。	. MN 9∕4 ∨ J ° P
Ţ 1	1 8	けん	35点
, 1		テース	
		り算定する。	. > - / (0 0

35点

J 1 1 8 − 2 矯正固定 (1 日につき)

注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。

J118-3 変形機械矯正術(1日につき)

35点

注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。

J118-4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) (1日につき)

900点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
  - 2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。
  - 3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点を9回に限り加算する。
- J119 消炎鎮痛等処置(1日につき)

1 マッサージ等の手技による療法

35点

2 器具等による療法

35点

3 湿布処置

35点

- 注1 1から3までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。
  - 2 同一の患者につき同一日において、1から3までの療法のうち2以上の療法を 行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。
  - 3 3については、診療所において、入院中の患者以外の患者に対し、半肢の大部 又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算 定できる。
  - 4 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。

J119-2 腰部又は胸部固定帯固定(1日につき)

35点

J119-3 低出力レーザー照射(1日につき)

35点

J119-4 肛門処置 (1日につき)

24点

(栄養処置)

J 1 2 0 鼻腔栄養 (1 日につき)

60点

- 注1 区分番号C105に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、区分番号C105-2に掲げる在宅小児経管栄養法指導管理料、区分番号C105-3に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料又は区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。
  - 2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。

## J 1 2 1 滋養浣腸

45点

(ギプス)

### 通則

- 1 既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
- 2 区分番号 J 1 2 3 から J 1 2 8 までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。
- 3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9 4までに掲げるギプスの処置を 行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所 定点数に加算する。

J122 四肢ギプス包帯	
1 鼻ギプス	310点
2 手指及び手、足(片側)	490点
3 半肢(片側)	780点
4 内反足矯正ギプス包帯 (片側)	1,140点
5 上肢、下肢(片側)	1,200点
6 体幹から四肢にわたるギプス包帯 (片側)	1,840点
J123 体幹ギプス包帯	1,500点
J124 鎖骨ギプス包帯 (片側)	1,250点
J 1 2 5 ギプスベッド	1,400点
J126 斜頸矯正ギプス包帯	1,670点
J127 先天性股関節脱臼ギプス包帯	2,400点
J 1 2 8 脊椎側弯矯正ギプス包帯	3,440点
J 1 2 9 義肢採型法	
1 四肢切断の場合 (1肢につき)	700点
2 股関節、肩関節離断の場合(1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 2 練習用仮義足又は仮義手採型法	
1 四肢切断の場合(1肢につき)	700点
2 股関節、肩関節離断の場合(1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 3 治療用装具採寸法 (1 肢につき)	200点
J 1 2 9 - 4 治療用装具採型法	
1 体幹装具	700点
2 四肢装具(1肢につき)	700点
3 その他 (1 肢につき)	200点
第2節 処置医療機器等加算	
区分	
1900 睡郊 阪郊又は魔郊田学典加質(知同のみ)	170 占

J200 腰部、胸部又は頸部固定帯加算(初回のみ)

170点

J201 酸素加算

- 注1 区分番号 J O 2 4 から J O 2 8 まで及び J O 4 5 に掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数(窒素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数を合算した点数)を加算する。
  - 2 酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 薬剤料

区分

- J300 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする
  - 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
    - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

J400 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。